

平成 30 年 3 月 16 日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役社長 池谷 保彦

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 30 年 4 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 30 年 4 月 1 日をもって当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 1,980 万株から 5,940 万株にすることを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 4 月下旬にお届けご住所にお送り申しあげる予定でございます。
2. 平成 30 年 4 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等で手続をお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 日本証券代行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
日本証券代行株式会社 代理人部
電話 0120 - 707 - 843